

第5期鳥栖市障害福祉計画（素案）

■平成30年度～平成32年度■

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4

第2章 現状と課題

1. 本市の現状と課題	5
2. 障害福祉サービスの現状	6
3. 障害児福祉サービスの現状	8
4. 地域生活支援事業の現状	9

第3章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定	12
------------	----

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

1. 障害福祉サービス	15
2. 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）	19
3. 地域生活支援事業	20
4. 地域自立支援協議会	27
5. 計画の推進・点検・評価	30

資 料

1 障害者を取り巻く状況	31
2 障害者手帳所持者等の状況	32
3 障害程度区分の認定状況	34
4 就業状況	35
5 障害者とその生活に対する関心度調査	36
6 事業所からの意見	50
7 用語解説	52

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

鳥栖市では、障害者基本法に基づく「鳥栖市障害者福祉計画」の中で、(注1) ノーマライゼーションと(注2) リハビリテーションの考え方のもと、「障害者が自己決定と自己選択により社会の一員として社会のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現する」ことを基本理念として、新しい制度や枠組みへの対応と新たな課題への取り組みを進めるために、施策や事業を計画的に推進してきました。平成28年3月に策定した第4期の鳥栖市障害者福祉計画では、これまでの計画理念を普遍的なものとして引き継ぎながら、「鳥栖市に住むすべての人々が、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまち」を目指して3つの取組体系と10の基本方向に基づきながら、施策の推進を図ることとしています。

今回、平成27年3月に策定した計画期間を3年間とする「第4期鳥栖市障害福祉計画」が、平成29年度に計画期間の終了を迎えるとともに、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、「第5期鳥栖市障害福祉計画」では、これまでの障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に沿って、引き続き取り組むべき課題に加え、障害児福祉サービスの見込量といった新たな課題も整理しつつ、サービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「鳥栖市障害者福祉計画」との整合性を図りながら、平成32年度を目標年度として計画を策定するものです。

注1) ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

注2) リハビリテーション

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」(全人間的復権)を意味します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次鳥栖市総合計画」の部門別計画として位置づけられ市が行う障害福祉サービス全体の方向性を定める「鳥栖市障害者福祉計画」に対して、障害者総合支援法に定められた介護給付や訓練等給付といった障害福祉サービスに特化し、その数値目標や方策を定める計画となります。

図1-1 鳥栖市総合計画等との関係

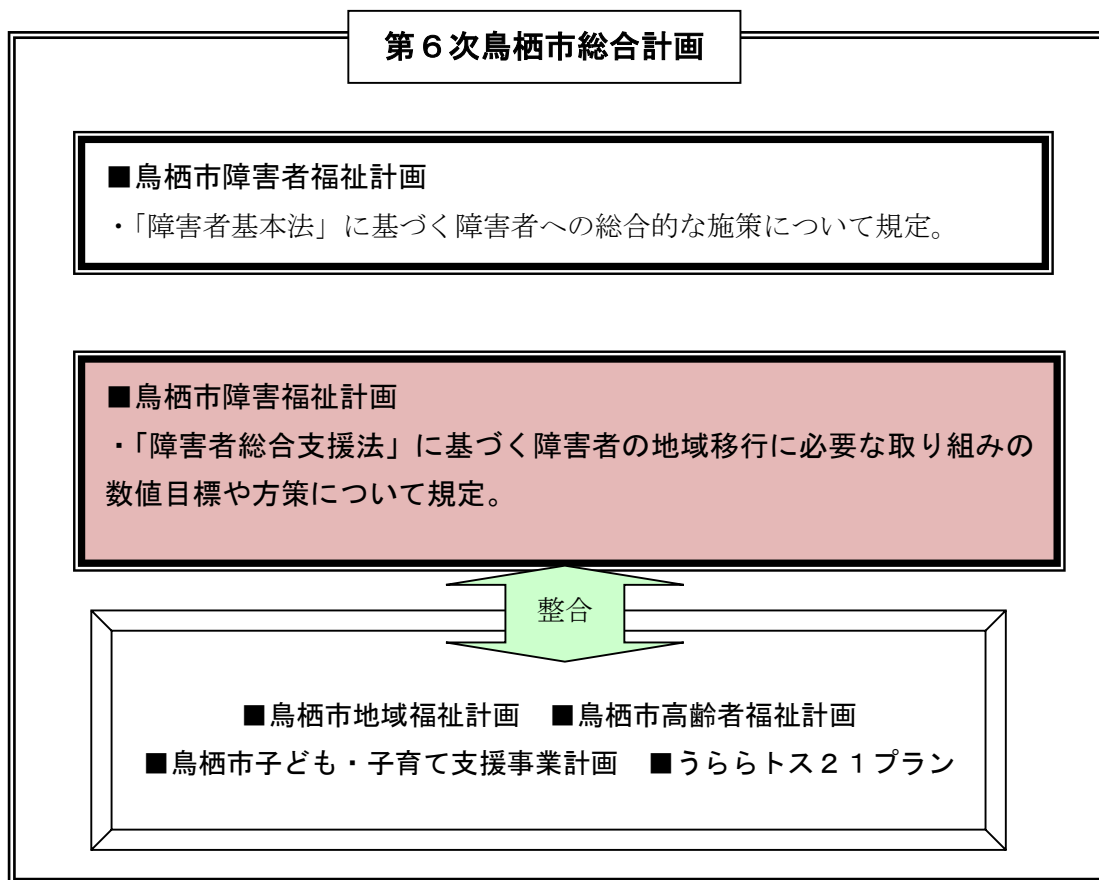


図1-2 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の関係

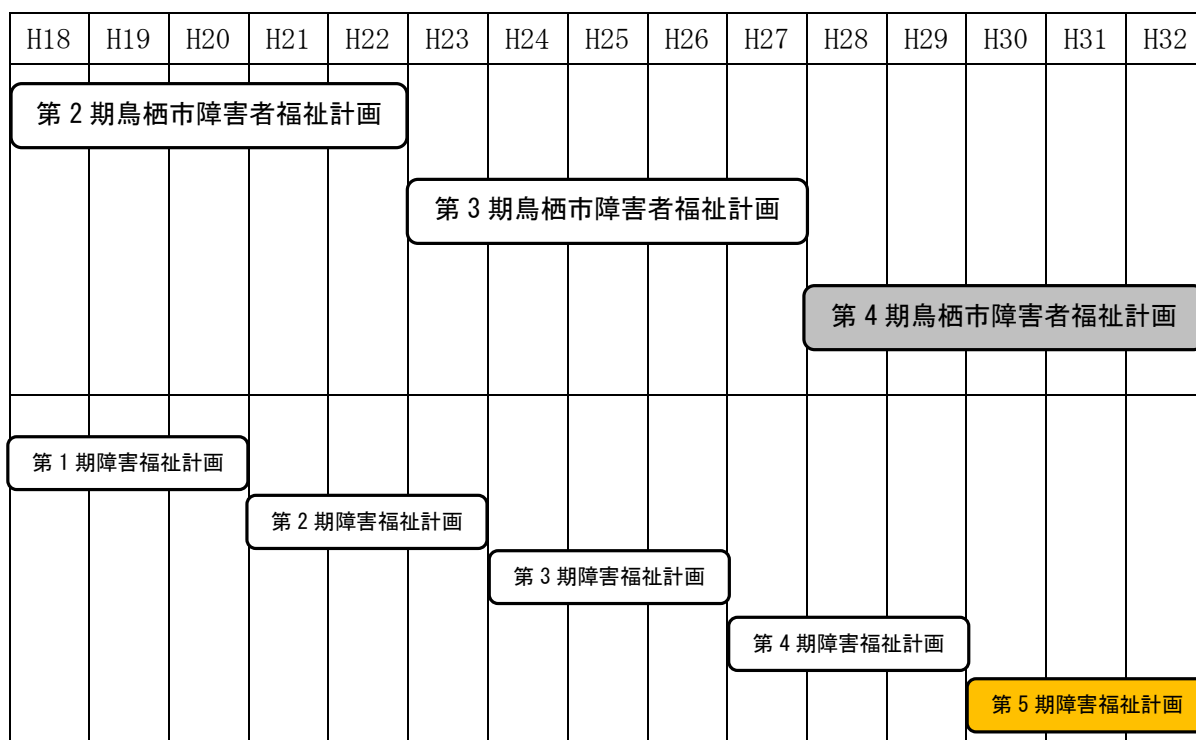


3. 計画の期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種サービスについて、短期・中期的にサービス量を見込み、そのサービス量を確保するための方策を定めます。

本計画は、平成32年度を目標として、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間として策定します。計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化等必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

図1-3 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の計画期間



第2章 現状と課題

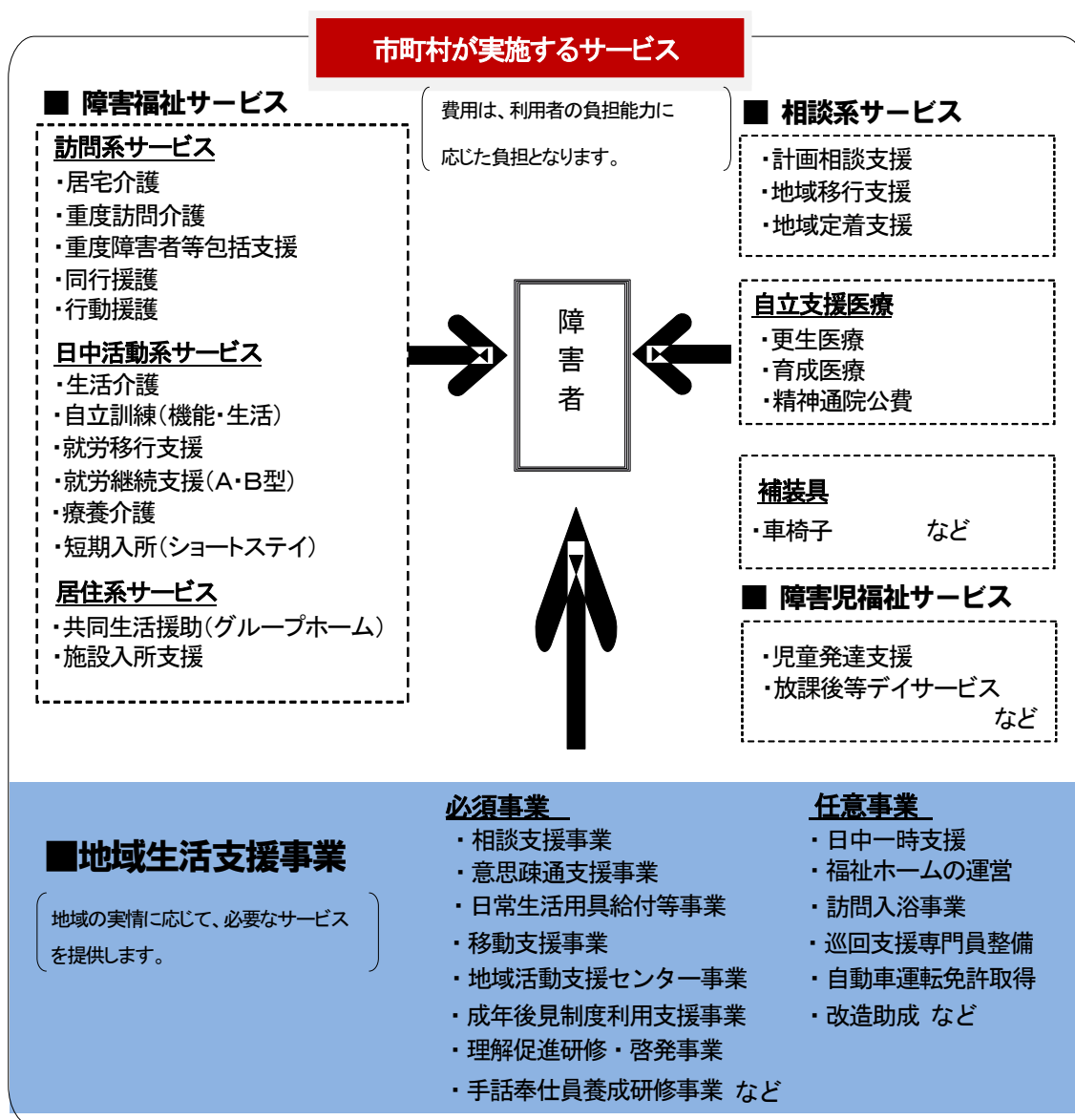
1. 本市の現状と課題

第5期鳥栖市障害福祉計画の策定に際し、第4期鳥栖市障害福祉計画の現状分析や障害者理解基礎調査、事業所からの聞き取り等をもとに、本市の課題の整理を行いました。

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの概要

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つから構成されます。児童福祉法に基づくサービスは「障害児通所給付」があります。「自立支援給付」及び「障害児通所給付」は、すべての市町村で共通のサービスで、「地域生活支援事業」は、各市町村が、地域の実情に応じてサービス内容や実施する事業を決めて提供するサービスになります。

図2-1 障害者総合支援法に基づくサービスの体系



2. 障害福祉サービスの現状

(1) 利用状況

区分		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		達成率	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	H28 末時点	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護	実人数	75	87	77	83	79	—	112%
			時間分 (/月)	1,161	1,207	1,192	1,164	1,223	—	101%
		重度訪問介護	実人数	3	2	3	1	4	—	50%
			時間分 (/月)	109	132	109	105	145	—	109%
		重度障害者等包括支援	実人数	1	0	1	0	1	—	0%
			時間分 (/月)	120	0	120	0	120	—	0%
		同行援護	実人数	10	12	11	15	12	—	129%
			時間分 (/月)	55	82	60	123	65	—	178%
		行動援護	実人数	36	31	41	29	47	—	78%
	時間分 (/月)		178	150	204	141	234	—	76%	
	日中活動系	生活介護	実人数	112	113	114	118	116	—	102%
			時間分 (/月)	2,195	2,168	2,234	2,206	2,273	—	99%
		自立訓練 (機能訓練)	実人数	4	3	4	3	4	—	75%
			時間分 (/月)	32	15	32	21	32	—	56%
		自立訓練 (生活訓練)	実人数	6	14	6	12	6	—	217%
			時間分 (/月)	78	122	78	98	78	—	141%
		就労移行支援	実人数	17	22	20	24	23	—	124%
			時間分 (/月)	198	182	242	227	295	—	93%
就労継続支援 (A型)		実人数	59	85	64	94	69	—	146%	
		時間分 (/月)	1,135	1,207	1,224	1,367	1,320	—	109%	
就労継続支援 (B型)	実人数	143	160	147	173	152	—	115%		
	時間分 (/月)	2,290	2,389	2,356	2,592	2,425	—	107%		
療養介護	実人数 (/月)	27	26	27	27	27	—	98%		
短期入所	実人数	28	37	28	45	28	—	146%		
	時間分 (/月)	66	69	66	83	66	—	115%		
居住系	共同生活援助	人分 (/月)	88	89	93	89	98	—	98%	
	施設入所支援	人分 (/月)	69	74	69	74	68	—	107%	
相談系	計画相談支援	実人数	453	416	463	461	473	—	96%	
	地域移行支援	実人数	4	1	4	1	4	—	25%	
	地域定着支援	実人数	4	0	4	1	4	—	13%	

※人分…月間の利用人数

(2) 事業実績の分析と課題

① 訪問系サービス

居宅介護のサービス見込量と実績量を見ると、平成27・28年度とも実人数、利用時間ともに概ね見込量を達成しています。必要な人に必要な量のサービスが行き届いてきた状況と考えられます。

また、平成23年10月から制度が発足した視覚障害者に対する移動支援である同行援護についても、実人数・利用時間ともに見込量を上回る実績でした。

行動援護については、行動の際の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うものであり、実人数・利用時間ともに見込量をやや下回りました。放課後等デイサービスの利用増加により、児童の行動援護の利用が減少したことが考えられます。

訪問系サービスについては、障害者の地域生活を支える基本事業であり、今後も地域移行推進の観点からサービスの利用量が増加することが予測されるため、事業所の充実が必要となっています。

② 日中活動系サービス

生活介護については、実人数・利用量ともに概ね見込量を達成しています。

自立訓練（生活訓練）については、圏域の事業所のみでなく圏域外の事業所を利用する例も多く、実人数・利用量ともに増加しました。

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）についても、圏域内また県外の近隣自治体に支援事業所が増えたことに伴い、実人数・利用日数ともに増加しました。

日中活動系サービスは進捗率を概ね達成しているが、障害者の就労については主要な課題の一つであるため、今後もそれぞれのニーズに合ったサービス提供を促進していくよう努めます。

③ 居住系サービス

居住系サービスについて、共同生活援助については概ね見込量を達成しました。

施設入所支援については見込量まで減少させることができませんでした。

地域生活移行者の増加を目指す観点から、今後も共同生活援助の利用者数の増加が見込まれます。

④ 相談系サービス

平成27年度は相談支援事業所の数は4事業所だったが、平成28年度は7事業所と増加しました。すべての障害福祉サービス利用者に、「サービス等利用計画」の策定が必要であり、平成28年度においてサービス利用者への計画相談支援の決定は100%でした。引き続き、相談支援事業所の確保、計画相談員の数や質の確保に努める必要があります。

地域移行支援と地域定着支援については、利用者数が見込量を下回りました。制度の周知、事業所の増加が課題です。

3. 障害児福祉サービスの現状

(1) 利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		達成率 H28末時点	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績		
障害児通所支援	児童発達支援	実人数	135	124	139	138	144	—	96%
		人日分（/月）	582	594	600	578	619	—	99%
	医療型 児童発達支援	実人数	1	0	1	0	1	—	0%
		人日分（/月）	6	0	6	0	6	—	0%
	放課後等 デイサービス	実人数	126	158	132	228	139	—	150%
		人日分（/月）	584	927	613	1,708	643	—	220%
	保育所等 訪問支援	実人数	1	11	1	25	1	—	1,800%
		人日分（/月）	1	5	1	12	1	—	850%
	相談支援	実人数	261	245	271	310	283	—	104%

※人日分（/月）…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

(2) 事業実績の分析と課題

① 障害児通所支援

放課後等デイサービスについては、利用実数・利用量ともに見込量を上回りました。事業所の増加や計画相談支援の定着により、必要なサービス利用に繋がるようになったためだと考えられます。

保育所等訪問支援については、利用実数・利用量ともに見込量を大幅に上回りました。要因としては、市内の事業所が1か所新たにサービスを開始したことにより、サービスの必要な利用者の要望に応えられる体制が整ってきたためと考えられます。

今後も、児童に対するサービスの、量もさることながら質の充実が必要になることから、引き続き事業所の確保や連携に努めていきます。

第2章 現状と課題

4. 地域生活支援事業の現状

(1) 利用状況

区 分		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		達成率 H28 末時点
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	
啓発事業 理解促進研修・ 自発的活動支 援事業	教室等開催	回数	4	4	4	4	4	—	100%
		実人数	200	227	200	226	200	—	113%
	イベント開催	回数	1	1	1	1	1	—	100%
		実人数	300	2,600	300	3,000	300	—	933%
ピアサポート	回数	6	9	6	10	6	—	158%	
	実人数	60	101	60	125	60	—	188%	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	1	1	1	1	1	—	100%
	地域自立支援協議会	か所数	1	1	1	1	1	—	100%
	利用件数	件数 (月)	500	807	500	760	500	—	157%
用支援事業 成年後見制度利	成年後見制度 利用支援	実人数	1	1	1	0	1	—	50%
支援事業 意思疎通	手話奉仕員・要約筆記者 派遣	実人数	22	12	22	9	22	—	48%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付数	8	6	8	3	9	—	56%
	自立生活支援用具	給付数	6	11	7	7	8	—	138%
	在宅療養等支援用具	給付数	9	6	9	12	10	—	100%
	情報・意思疎通支援用 具	給付数	13	13	14	21	15	—	126%
	排せつ管理支援用具	給付数	1,050	1,119	1,100	1,045	1,150	—	101%
	住宅改修費	給付数	1	5	1	1	1	—	300%
養成講座事業 手話奉仕員	手話奉仕員養成講座	回数	47	47	47	47	47	—	100%
		実人数	10	13	10	6	10	—	95%
事業 移動支援	移動支援	事業者	17	21	18	18	19	—	111%
		実人数	98	101	100	93	102	—	98%
		延時間数	2,600	2,127	2,650	1,834	2,700	—	75%
地域活動支援センター（Ⅱ型）		か所数	1	1	1	1	1	—	100%
地域活動支援センター（Ⅲ型）		か所数	2	2	2	2	2	—	100%

第2章 現状と課題

その他事業	福祉ホーム事業	実人数	4	4	4	4	4	—	100%
	訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	3	3	—	100%
		延日数	189	176	189	222	189	—	105%
	巡回支援専門員整備事業	か所数	20	19	20	17	20	—	90%
		延回数	138	127	138	105	138	—	84%
	日中一時支援事業	か所数	18	18	19	18	20	—	97%
		実人数	100	113	110	95	120	—	99%
		延日数	1,700	2,039	1,750	1,724	1,800	—	109%
	社会参加促進事業	実人数	3	6	3	2	3	—	133%

(2) 事業実績の分析と課題

① 理解促進・研修啓発事業

啓発事業・居場所づくり事業として、小中学校や市民・企業などを対象とした障害者等の理解を深めるための教室等の開催をしました。

イベント開催については、平成25年度から市内の商業施設において『障がいの有無を超えた「個」の共演』をテーマに、障害者を含む各団体のリレー方式での音楽祭を観覧無料で開催したため、実績が大幅に伸びる結果となりました。

平成29年度から施行された障害者差別解消法の理念も鑑み、これからも障害への理解促進に係る事業を進めていく必要があると考えます。

② 自発的活動支援事業

障害当事者と保護者を対象とする居場所づくりの取り組みとして、5月から2月までの月1回、障害当事者同士や親同士で思いを共有できる交流会を開催しました。利用者は年々増加しており、今後も当事者同士の思いの共有の場の確保は必要と考えられます。

③ 相談支援事業

国は平成32年度から、県においては平成30年度からの実施を予定している地域生活支援拠点等の整備について、平成27年度から、自立支援協議会の各専門部会で検討を行ってきました。今後も引き続き、障害者の支援体制整備を図るため、関係機関と連携し、地域の課題改善に取り組みます。

また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、平成29年度から自立支援協議会の権利擁護部会を障害者差別解消支援地域協議会に改称し、更なる障害者の権利擁護に努めます。

④ 成年後見利用支援事業

ホームページで制度の周知を行うとともに、平成28年度より成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し、報酬助成の対象者を拡充いたしました。

今後も、必要な方に適切な支援を行う体制づくりに努めます。

⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の実績をみると、平成27・28年度ともに見込みより実績が少ない状況となっています。担い手の育成や事業の周知について、継続して取り組み必要があります。

⑥ 日常生活用具等給付事業

日常生活用具給付等事業は、各々の用具に耐用年数が定められているため、年度によって、給付のばらつきがみられるが、推計給付件数に対し、実給付総件数は136%の達成状況となっています。

⑦ 手話奉仕員養成講座事業

平成27年度から近隣1市3町持ち回りで手話奉仕員養成講座を実施し、概ね見込量を達成しました。今後も、近隣市町が連携することにより、広報等に力を入れていきます。

⑧ 移動支援事業

移動支援事業では、実施か所数、実人数は、概ね見込量どおりだが、延べ時間数は緩やかに下降しています。原因としては、放課後等デイサービスの利用増加により、利用ニーズが移行したことが考えられます。移動支援事業の周知については、今後もホームページ等で啓発に努めます。

⑨ 地域活動支援センター事業

平成22年度に1事業所が「地域活動支援センター」から「障害福祉サービス事業所」に移行した以降は、3事業所のままで変動はありません。

今後も、事業の啓発に努めます。

⑩ その他事業

「福祉ホーム」事業については、対象者数に変動はなく見込みどおりの実績でした。

「日中一時支援事業」については、実人数、延日数ともに概ね見込どおりでした。

事業内容については、ホームページ等で啓発に努めます。

第3章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成32年度末までに、平成28年度末時点での入所施設の入所者の9%以上が地域生活に移行することを旨とする。これにあわせて、平成32年度末時点の施設入所者数を2%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

本市においては、平成28年度末の施設入所者数（70人）の10%の7人の地域移行を目標とするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2.86%減の2人の削減を目標とします。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、入所者等のニーズに合わせたサービスの提供を図る観点から、施設及び計画相談員との連携を強化していきます。

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	70人	平成28年度末の人数 (A)
目標年度入所者数	68人	平成32年度末時点の利用見込 (B)
目標値 (削減見込)	2人	$(A) - (B) = (C)$
	2.86%	$(C) / (A)$
目標値 (地域生活移行者数)	7人	施設入所からグループホーム等への移行者数 (D)
	10.00%	$(D) / (A)$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、平成32年度末時点の1年以上長期入院患者数を国が提示する推計式を用いて設定し、平成32年度における退院率については、入院後3か月時点の目標を69%以上、入院後6か月時点の目標を84%以上、入院後1年時点の目標を90パーセント以上とする。

また、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

成果目標については、県が設定した目標値に基づき、市は年度ごとの活動指標について障害福祉サービスの必要量を見込みます。

また、引き続き鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、保健・医療・福祉関係者との連携体制を強化していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること。

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組を基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などを考慮し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら引き続き整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

平成32年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上とすること。

これにあわせて、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数から2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

また、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上とすること。

一般就労への移行実績（平成28年度実績）の1.5倍以上を目安として、平成32年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。本市では、平成28年度実績（5人）の1.6倍となる8人の一般就労移行を目指します。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（もしもしネット）などの関係機関との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現を目指します。

就労の意欲があっても様々な要因により、就労に至っていない障害者や難病患者、特別支援学校卒業後に就職が困難である方などの就労先を開拓する「レッツ・チャレンジ雇用事業」（県事業）などの事業と連携し、就労支援に努めます。

また、市においては障害者等の理解促進事業の実施や物品や役務の優先的な調達に努めます。

■ 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	8人 (1.6倍)	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

■ 就労移行支援事業の利用者数

【就労移行支援事業の利用者数】

項目	数値	考え方
平成28年度の 就労移行支援利用者数	12人	平成28年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数
目標値（目標年度末の就労移行支援事業の利用者数）	15人	平成32年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数

国の基本指針では、平成28年度末利用者数から2割以上増加することとしています。

本市においては、市内及び近隣市町にある就労継続支援事業所の数に比較すると、就労移行支援事業所が少なく、受け入れ可能な利用人数が少ない実情を踏まえて目標値を設定します。目標値を達成するために、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の就労支援部会を活用し、市と県、ハローワークや特別支援学校との連携体制を強化していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターと、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上設置し、また、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

また、平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は圏域）において保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。

上記については、障害者総合支援法および児童福祉法改正法において策定が義務づけられた障害児福祉計画に相当します。障害児に対する重層的な地域支援体制の構築、医療的ニーズへの対応を目標とします。

児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点などから、教育関係機関等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

市内には児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援を提供する事業所が確保されていることから、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のこども部会等を通じて、関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化およびサービスの質の確保に努めます。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における医療的ケア児支援強化ワーキンググループにおいて、保健、医療、福祉、保育、教育の連携を深め、体制を強化します。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■ サービスの内容

訪問系サービスとは、地域で生活する障害者が生活するために必要な支援について、ヘルパー等が障害者の自宅を訪問して身体介護や家事援助等を行うことをいいます。

	具体的なサービス	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的な介護を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。
	同行援護	視覚障害者が外出時における必要な視覚的情報の支援や移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	実人数	85	86	87
	時間分(／月)	1,187	1,211	1,235
重度訪問介護	実人数	1	2	2
	時間分(／月)	110	116	122
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間分(／月)	0	0	0
同行援護	実人数	16	17	18
	時間分(／月)	129	135	141
行動援護	実人数	30	32	34
	時間分(／月)	148	155	162

※時間分…月間のサービス提供時間

■ 見込量を確保するための方策

- 施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行を進めていく上で、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。
- 障害者の自立に向けた支援に向けて、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、ヘルパー事業所との連携と協力を行い、質の確保に努めます。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

日中活動系サービスとは、障害者に、通所等により日中活動に必要な介護や訓練などの支援を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人へ、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。(A型：雇成型) (B型：非雇成型)
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

■ 今後のサービス見込量 (個別サービスにおける利用見込量)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	実人数	119	120	122
	人日分(／月)	2,228	2,250	2,273
自立訓練 (機能訓練)	実人数	3	3	3
	人日分(／月)	22	23	24
自立訓練 (生活訓練)	実人数	12	12	13
	人日分(／月)	100	102	104
就労移行支援	実人数	25	26	27
	人日分(／月)	238	250	262
就労継続支援 (A型)	実人数	96	98	100
	人日分(／月)	1,394	1,422	1,451
就労継続支援 (B型)	実人数	176	180	184
	人日分(／月)	2,644	2,697	2,751
就労定着支援	実人数(／月)	5	6	7
療養介護	実人数(／月)	27	27	27
短期入所	実人数	47	50	52
	人日分(／月)	87	92	96

※人日分(／月)…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

■ 見込量を確保するための方策

- 日中活動系サービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、多様なサービス提供体制の整備に努めます。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、就労継続支援A型、B型等の障害者就労施設が提供する物品及び役務を優先的に調達することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めます。
- 短期入所については、障害児のサービス提供量が確保できるよう、事業所との連携を深めていきます。
- また、短期入所については、医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れた場合の運営経費の助成を行うことにより、事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

居住系サービスについては、施設や共同生活を行う住居等において夜間における生活の援助や介護を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
居住系サービス	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域社会の中にある住宅において、日常生活上の援助等を行うとともに、食事等の介護や援助を利用者のニーズに応じて提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護のサービス等を提供します。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人分(／月)	2	2	2
共同生活援助	人分(／月)	91	93	95
施設入所支援	人分(／月)	70	69	68

※人分…月間の利用人数

■ 見込量を確保するための方策

- 共同生活援助（グループホーム）は、障害者の地域生活を支えるサービスであり、障害者の高齢化が進むなか、親亡き後の支援としても重要な支援となります。アパートや空き家の有効利用を促進し、共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。
- 障害者支援施設等から地域移行を進めるにあたり、相談支援事業所や障害者支援施設との連携を深めます。
- 公営住宅の優先入居等の他の制度の周知に努め、障害者の地域移行を促進します。

(4) 相談系サービス（サービス利用計画作成）

■ サービスの内容

障害者が障害福祉サービスを利用する時に、どのようなサービスが利用できるのか情報を収集するのは大変です。そのため、障害者や保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
相談系サービス	計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	地域定着支援	単身等の居宅で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談等を行います。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人数	484	508	534
地域移行支援	実人数	2	2	2
地域定着支援	実人数	1	2	2

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細やかで継続的なサービスが必要です。今後も新規相談支援事業所の確保に努めます。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、計画相談事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談支援専門員の養成や相談体制の構築に努めます。また、自立支援協議会の各部会を通じ、専門機関との連携や、事例検討、専門分野別の地域の実情に応じた研修の取り組みに努めます。
- 障害者支援施設等から地域移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制も整備に努めます。

2. 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

(1) 障害児通所支援

■ サービスの内容

障害児通所支援とは、身体、知的、精神等に障害がある児童に対して、日常生活における基本的な動作や、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。平成30年度より居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

具体的なサービス	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
相談支援	障害児が利用するサービスの内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	実人数	146	153	161
	人日分（/月）	607	637	669
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日分（/月）	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	251	276	303
	人日分（/月）	1,879	2,067	2,273
保育所等訪問支援	実人数	26	28	29
	人日分（/月）	13	13	14
居宅訪問型児童発達支援	実人数	2	3	4
	人日分（/月）	10	15	20
相談支援	実人数	341	375	413

※人日分（/月）…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

■ 見込量を確保するための方策

- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会にて、相談支援事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談体制の構築に努めます。
- また、自立支援協議会のこども部会等を通じて、身近な地域の障害児支援の拠点である児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化およびサービスの質の確保に努めます。

3. 地域生活支援事業

■ サービスの内容

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された市町村が実施主体となる事業で、地域の特性やニーズに合わせ事業を行い、障害者の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となっています。

地域生活支援事業	①理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③相談支援事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援等を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
	⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行います。また、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、障害者が地域生活をする上で必要な情報などを支援します。
	⑥日常生活用具給付事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
	⑦手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

⑧移動支援事業	移動が困難な障害者に対し、地域における自立した生活などへの支援、社会参加等への外出支援を行います。
⑨地域活動支援センター機能強化事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、地域生活において自立した生活を営む事ができるよう支援します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業				
教室等開催	回数	4	4	4
	実人数	200	200	200
イベント開催	回数	1	1	1

※平成29年度開催イベント実行委員会参加団体数18団体

■ 見込量を確保するための方策

- 障害特性を分かりやすく解説するとともに、小中学校や市民・企業、福祉関係の学生などを対象に、障害者や福祉関係業務等の理解を深めるための教室や研修を開催します。
- 当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めるイベントを行います。

(2) 自発的活動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業				
ピアサポート	回数	9	9	9
	実人数	90	90	90

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動を支援します。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(3) 相談支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業		実施か所数	1	1	1
地域自立支援協議会		設置か所数	1	1	1
利用件数		利用件数 (/月)	750	750	750
障害者相談支援事業	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)			
	実施方法	委託：特定非営利活動法人 総合相談支援センター「キャッチ」			
地域自立支援協議会	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)			
	実施方法	鳥栖・三養基地域自立支援協議会（鳥栖保健福祉事務所を中心に関係機関で構成）			

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者やその家族を対象とする相談支援事業を実施し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、専門的な指導・助言等を通じて、地域における生活を総合的にサポートします。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した障害者差別解消支援地域協議会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 鳥栖・三養基地区虐待防止センターを活用し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	2	2	2

■ 見込量を確保するための方策

- 身寄りのない知的障害者及び精神障害者が自ら希望する自立した日常生活が営めるように支援する制度であり、平成28年度に要綱改正した報酬助成の内容についてもホームページ等を利用し広報活動を行い広く周知を行います。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(5) 意思疎通支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	延人数	18	18	18

意思疎通支援事業	手話奉仕員・要約 筆記者派遣	実施方法	委託：手話サークル、 要約筆記サークル
----------	-------------------	------	------------------------

■ 見込量を確保するための方策

- 聴覚及び音声・言語機能障害者の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、広報活動を行い広く周知します。

(6) 日常生活用具給付等事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数	6	7	8
自立生活支援用具	給付件数	8	9	10
在宅療養等支援用具	給付件数	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	17	18
排せつ管理支援用具	給付件数	1,150	1,150	1,150
住宅改修費	給付件数	2	3	4

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害者の支援に努めます。

■ サービスの内容

区 分	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストマ装具、その他の障害者の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
住宅改修費	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(7) 手話奉仕員養成講座事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成講座	回数	47	47	47
	実人数	10	10	10

■ 見込量を確保するための方策

- 地域における手話奉仕員を養成し、人材の確保に努めます。

(8) 移動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実施か所数	15	16	17
	実人数	80	82	84
	延時間数	2,000	2,050	2,100

移動支援事業	実施方法	委託：指定障害福祉サービス事業所
--------	------	------------------

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者の社会参加や余暇活動を促すため、移動支援事業の周知に努めるとともに、多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施を検討します。

(9) 地域活動支援センター事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	2	2	2

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

地域活動支援センター機能強化事業					
	地域活動支援センターⅡ型	実施 か所数	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型	実施 か所数	1	1	1

地域活動支援センター事業	実施 方法	[Ⅱ型]鳥栖市身体障害者福祉センター (指定管理者：鳥栖市社会福祉協議会)
		[Ⅲ型]身体障害者鳥栖作業所（NPO法人）

■ 見込量を確保するための方策

- 専門職員を配置し、福祉、保健、医療、教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。
- 地域活動支援センターに通うことができる障害者の把握に努め、障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。
- 障害者にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であるため、専門的な相談体制の確保に努めます。

(10) その他事業

地域生活支援事業 (任意事業)	①福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常生活に関する相談、助言を行い、福祉ホームを運営する費用に対し補助を行う
	②訪問入浴サービス事業	地域において身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることで、福祉の増進を図る
	③巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする
	④日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する
	⑤社会参加促進事業	(自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業) 障害者の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
その他事業				
福祉ホーム事業	実人数	3	3	3
訪問入浴サービス事業	実人数	5	5	5
	延日数	316	316	316
巡回支援専門員整備事業	実施か所数	21	22	23
	延べ回数	145	152	159
日中一時支援事業	実施か所数	18	19	20
	実人数	90	100	110
	延日数	1,750	1,800	1,850
社会参加促進事業	実人数	3	3	3

■ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、移送に耐えられない等の事情により、通所が困難な方に対し訪問による入浴サービスであり、必要な障害者にサービスの利用を働きかけていけるよう相談支援専門員等との連携に努めます。
- 巡回支援専門員整備事業を行い、専門員が幼稚園や保育園等の施設を巡回し、保育士や対象児童の保護者へ助言を行うことにより、障害児の早期の療育につながる支援を行います。
- 日中一時支援は、障害者等の日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族に一時的な休息を与える事業であり、必要な障害者にサービスの利用を働きかけていけるよう相談支援専門員等との連携に努めます。
- 事業内容についてホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害者やその家族の支援に努めます。

4. 地域自立支援協議会

(1) 設置目的

市町村は、「障害のある方が普通に暮らせる地域づくり」を目標に、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場を設置しています。

本市においては、鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町と合同で協議会を設置し、総合会議（全体会・定例会）や専門部会を通じ、困難事例などの課題への対応や地域の課題解決に向けたネットワークの構築などを行っています。

(2) 事務局

鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町

（総合相談支援センター キャッチに事務運営を委託）

(3) 構成メンバー

圏域内の行政・教育・医療・福祉等141団体で構成

(4) 専門部会

① 障害者差別解消支援地域協議会…障害者差別解消法施行後の社会の変化を検証するとともに、権利擁護に関して更なる意識の高揚に努める。虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止策についての検討を行う。

② こども部会……未就学児・就学児での困り感を共有しながら、こども達の生活全体を協議する

医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループ（医療的ケア児の実態や現状を把握し、そこから課題を抽出していくことから始め、今後の医療的ケア児支援体制の整備につなげていく。）

③ 暮らしの支援部会……2つの協議会で構成。

地域移行・退院促進協議会（地域移行支援、地域定着支援を実践することに関する協議会であり、障害福祉の資源としての量の確保と同時に入所施設や医療機関と地域との連携をスムーズに行うためのシステムづくりを検討する。）

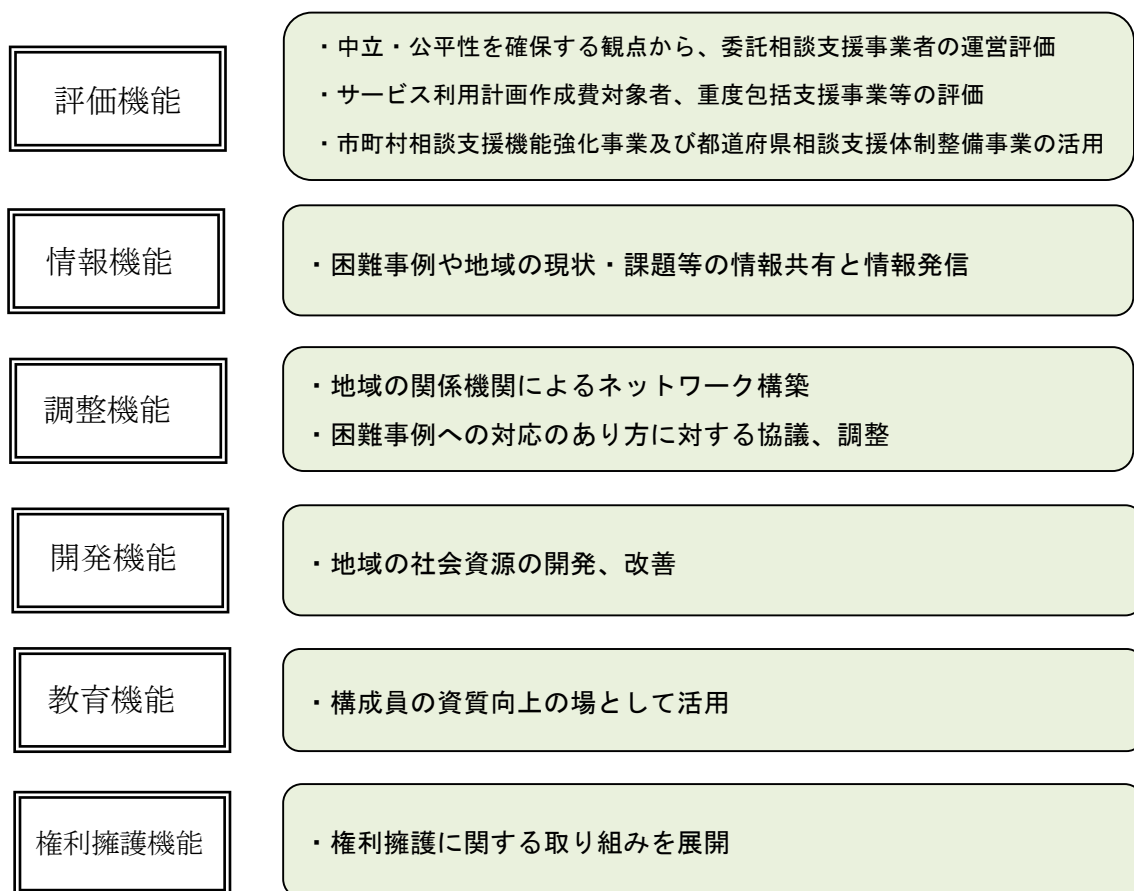
生活の場協議会（生活の場に関する総合的な議論を行う協議会であり、様々な生活の場の資源や課題を知り、障害者自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有するネットワーク支援等を検討する。）

④ 相談支援部会「相談支援体制推進協議会」……指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため、各種勉強会を中心に活動を行う。

⑤ 就労支援部会……就労支援ネットワーク強化等を行う。

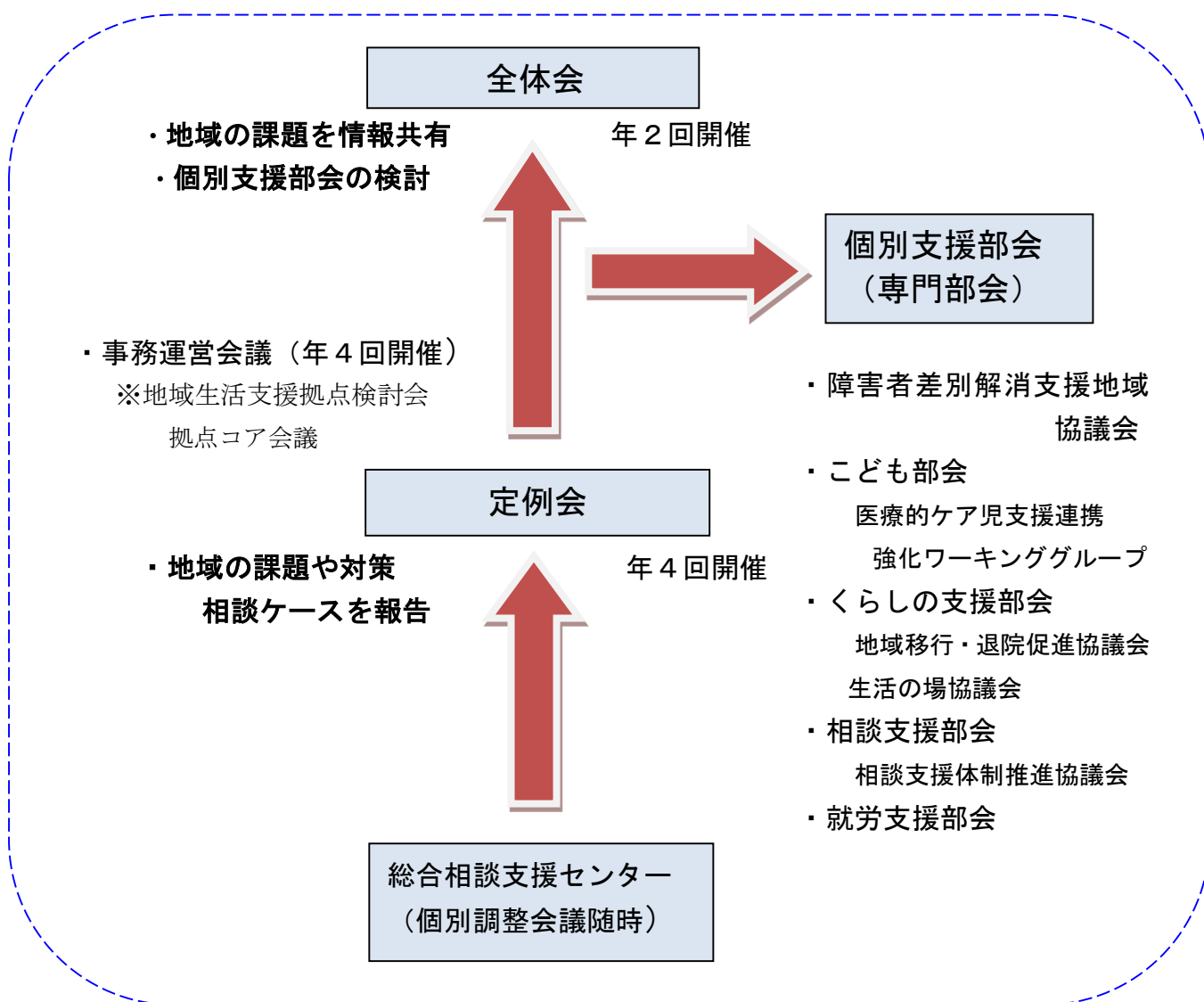
※事務運営会議に連なる検討会として、「地域生活支援拠点検討会」があり、構成メンバーのうち、実際、地域生活支援拠点事業の担い手となる事業所で「拠点コア会議」を開く。

図4-1 自立支援協議会の主な目的・機能



※ 地域自立支援協議会…総合相談窓口寄せられた相談を地域で解決していくために行われる地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

図4-2 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の動き



※ 地域自立支援協議会…総合相談窓口寄せられた相談を地域で解決していくために行われる地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

5. 計画の推進・点検・評価

障害福祉計画を地域の実情に応じた実効性のある計画として推進するには、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所、教育機関、医療機関等の様々な関係機関との連携が必要になってきます。地域の課題を解決していくためには、今後ますます鳥栖・三養基地域自立支援協議会が果たす役割が重要になってきます。

また、障害児支援の体制整備については、障害児の早期発見・支援を進めるために、子育て支援担当部局や児童発達支援センターなどの関係機関との連携体制を強化していくことが必要になってきます。

このように、本計画の推進にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、施策・事業の成果を点検・評価して、必要に応じてその充実や見直しを行っていきます。

本計画に掲げている各種事業・施策の点検・評価にあたっては、進捗状況を定期的に分析、把握し評価するとともに、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。